

地震保険料控除の創設

Q 平成18年度の税制改正において、従来の損害保険料控除制度を改正し、地震損害保険契約の保険料を対象とする地震保険料控除制度が創設されたとのことですが、どのような制度となっていますか。

A 平成19年分以後の所得税（個人住民税は平成20年度分以後）から、損害保険料控除に代えて地震保険料控除が創設される。居住用家屋及び生活用動産を保険又は共済の目的とする「地震保険」にかかる保険料又は共済掛金について、5万円（個人住民税は2万5千円）を限度として、その年分の所得金額から控除する。平成19年分以後は、損害保険料控除は廃止されるが、経過措置として、平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約については、1万5千円を限度として、従前の損害保険料控除を認める。ただし、この場合、地震保険料控除と損害保険料控除を合わせ5万円（個人住民税は2万5千円）が限度となる。

区 分	控 除 額
1. 損害保険契約による地震保険料を支払っている場合	支払った地震保険料の合計額 (5万円を限度とする)
2. 長期損害保険契約(保険期間10年以上で、満期返戻金あり)にかかる保険料を支払っている場合 (平成18年12月31日までに契約締結されたものに限る)	支払った保険料合計額 = A (1) A 10,000円の場合は A (2) 10,000円 < A 20,000円の場合は 10,000円 + (A - 10,000) × 1 / 2 (3) 20,000円 < A の場合は 15,000円
3. 上記1と2の両方の保険料がある場合	上記1の控除額と2の控除額の合計 = B (1) B 50,000円の場合は B (2) 50,000 < B の場合は 50,000円

上記の改正は、平成19年分以後の所得税について適用し、平成18年分以前については、従前の損害保険料控除が適用する。住民税についても、同様な改正が行なわれるが、地震保険料の2分の1額、最高2万5千円の控除とされる。